

第 3 回検討会における意見と対応（案）

事項	意見	対応
1. これまでの取組	それぞれの項目はまさにこのとおりだが、なぜこれが出てきているのか、一世代前はどうかだったのかとか、そういう説明が必要。人口なり産業の発展、経済発展、生活の暮らし方が変わり、人々の意識も変わってきたという経緯を縦軸にして、時間的な軸で、今ここに我々は立っていて、これからどうするのかという展望が必要。	資料 4 - 3 に「昭和 30 年代頃の水環境を取り巻く状況」について資料を追加。また、資料 4 - 3 の「水環境の課題と今後の取組の関係」を修正。
3. 望ましい水環境像	水環境という場が物質循環の場であって、水環境のもっている代謝のポテンシャルのようなものを考慮して考えたらどうか。	御意見を踏まえて、今後検討していきたい。
	国民の視点で見たとき、親水機能というのは意外に大きな部分を占め、「水辺どうですか」と聞くと一番大きな問題は「ごみ」になる。ごみのように少し境界に踏み出した部分、あるいは生物、生態系というところで、基準とは違うのだけれども、生態系全体としてどういうふうに評価できるか、という考え方も少しあったらどうか。	御意見を踏まえて、今後検討していきたい。
	河川水量をどう維持して、それに伴って生態系を維持するか、という水量の視点があまり明解に出ていない。	本文及び資料 4 - 3 に水量に関して記述。
	雨が降ると土砂が大量に流出し、それが生態系等の有力な支配要因になる。また、物質循環の中で土砂の話は大変大事になるが、土砂の話をどう考えるか。	本文及び資料 4 - 3 に土砂の移動に関して記述。
	「良好な水環境」はそれぞれのところでいろいろやっているからこれは作っていくことはできる。それがどうして「環境保全上健全な水循環」にどうつながるのか、本当に水循環の問題をやるうとしたときに、リンクしているものをどうするのかという話を意識してまとめていただきたい。	最終的な取りまとめに向けた課題として検討したい。
4. 水環境保全の目標（生活環境の保全に関する環境基準）	国民の水に対する要望が「よりきれいな」という言い方をしているが、「きれいだけではいけない」という側面、あるべき環境というのは、ただ単に水が澄んでいるだけではないという側面を主張するということも少しある。	本文に、「水の美しさ・清らかさ」に加え、「水の利用のしやすさ」、「生物にとってのすみやすさ」、「水生生物の多様性」などの視点を記述。
	環境基準は川と湖と海域となっているが、その中間的な部分、例えば汽水域についての考え方もどこかで整理していただきたい。	本文及び資料 4 - 3 に汽水域の扱いについて検討を進める旨を記述。

4. 水環境保全の目標（生活環境の保全に関する環境基準）	環境基準の達成率と県民の「水のきれいさ」についての意識がずれている。今までBOD、CODについてやってきたということについては、いいことだし、やめる必要もないと思うが、何らかの違った指標があってもいいのではないか。	資料4-3に、COD、BOD等を補完する指標として、河川では、透視度やTOC等、湖沼・海域では、底層DO、透明度の他、異臭味指標（2-MIB等）等の検討を行う旨を記述。本文も同趣旨の内容を記述。
	市民は、見た目がきれいかどうかとか、においがするかどうか、これを一番直接感じるので、BODとかの数値よりももう少し直接的な数値で水をきれいと思うかどうかなど、そういう意味の指標を作った方がいいのではないか。	
	排出水の大腸菌群の測定方法と環境の大腸菌群の測定方法が異なり、整理していただきたい。	御意見を踏まえ、今後整理していきたい。
	新たな指標を環境基準とする場合には、それを達成するために何をするのかについて検討すべきである。	本文に「新規の基準を作る際にはその測定方法の検討を実施するとともに達成手段についても検討することが望ましい。」を記述。
	指標を変えたら、利水障害と現実の水質の矛盾をうまく解消できるのか検討する必要がある。	今後の課題として検討していきたい。
	生活環境項目の環境基準は、類型があって、水利用との関係で決めているが、水利用のところをもう少し掘り下げて、類型と水質基準値を点検する必要がある。	今後の課題として検討していきたい。
	工事のアセスメントで一番問題になるのは濁度だが、環境基準になじむかと言われると、雨が降ったら急激に悪化するという具合で変動が激しいので難しい。だから、取り組む価値はあるのではないか。	資料4-3に工事アセス等に関しての検討を行う旨記述。
	水生生物の保全の水質環境基準については、今の基準というのは、NOEC、魚が1匹も死んではいけないというところで基準を作っているのだから、考え方を根本的に議論する必要がある。生態系の保全という観点からは、安全率を必ずしも人と同じように見る必要はないのではないか。	今後の課題として検討していきたい。
生態系の魚とかその他の生物に対する毒性情報（が少ない）というのは、毒性試験そのものが十分にやられていないということでもあり、ずっと関心を持っている必要がある。	今後の課題として検討していきたい。	

4. 水環境保全の目標（人の健康の保護に関する環境基準）	化学物質のリスク管理手法として、自主的な管理を促進するようなことの検討については、P R T Rの方でやってもらって、それできない分野は水でやるという視点が必要。	本文及び資料4-3にその旨記述。
	目に見えない有害物質をどうやってコントロールするのかは依然として重要な問題。健康項目についての化学物質のリスクというのは、ある程度知見があるが、生態系の魚とかその他の生物に対する毒性情報というのは極めて貧弱で、もう少し知見を集積しないと前へ進めない。それは一方の側から見ると、有害性が証明されてないということになるかもしれないが、有害物質の影響というのはずっと関心を持つ必要がある。	御意見を踏まえて、今後とも引き続き関心を持って対応していきたい。
5. 水環境保全のための今後の取組 -取組と課題の関係-	水質、水量、水生生物、水辺地とあるが、これと個別の8項目がどう関係しているのか、関連性をわかりやすく示すべき。また、課題がなぜ出てきたかという要因を記述した上で、その要因に対する取組でないと効果がない。取組と課題の前の要因とが絡んでくるので、その関係がわかるようにして、やるべきことを整理したらどうか。	御意見を踏まえて、資料4-3を修正。
	「良好な水環境」があって、その次に「目標」があって、「課題」があって、「取組」というふうに整理したらどうか。	御御意見を踏まえて、資料4-3を修正。
	地下水・土壌汚染について、不適正事案が本当に絡んでいるのか。今後の取組として何が必要なのか。何か少し書いておかないといけないだろう。	今後の課題として検討していきたい。
5. (1) 事業者の不適正事案への対応	今まで公害対策をやってきた経験豊かな事業者や自治体の職員が退職していて、現場ではかなり混乱が生じている。退職した職員がボランティアで行っている場合もあるが、例えば温暖化で推進制度を作っているように、制度的に使えるものがないか。面源の対策として小規模事業場とか生活排水対策をする上で、アドバイザーとして戦力になるのではないかな。	資料4-3の(5)未規制の小規模事業場や・・・において、御意見を踏まえ、「専門的知識を有する地方自治体職員OBをアドバイザーとして活用するなどして、地域に応じた・・・」と記述。本文においても同様に記述。
5. (2) 水質事故への対応	緊急にやる話は、それしか書いてないので、その後に長期的なものは別にあるのだということを書くべき。例えば、水質事故については、届出の促進をすれば、それで片づくという問題ではないので、その先のいろいろな手当てをしていかなければならない。	御意見を踏まえて、本文及び資料4-3に長期的な対応についても記述。
	土壌・地下水対策のところ、床面の構造上の、というようなことは、事故の予防という観点で入ってきてもおかしくない。	御意見を踏まえて、同趣旨の内容を記述。

5. (3) 閉鎖性水域における水質改善 (湖沼)	湖沼について、「自然浄化機能の回復・活用」は必要になると思うので、もっと積極的に、里山管理的に人が使う水辺という視点を強調（「水環境を使うことによって、人が使う水環境としての健全性を保つ」というような記述）したらどうか。海域の方では物質循環量把握のところに「バイオマス利用促進について検討」とあるのに湖沼には書かれていないが、湖沼、海域共通で考えてほしい。	資料4-3の5. (3) 閉鎖性水域の水質改善 (湖沼) において、新たな水質保全対策に動植物の活用を記述。本文中にも同趣旨を記述。 海域については里海について記述。
5. (4) 新たな排水管理手法	WE Tについては、一つの方法としてやるのだろうけれども、例えば規制基準を作ろうとしたときに、どこに基準を打つか、目盛りをどう付けるかというのも非常に難しい。	今後の課題として検討していきたい。
	WE T手法については、これを中心にやるという意味ではなく、今ただちに排水規制の対象に加えていくというほどではない。これから勉強するぐらいのところである。	資料4-3の5. (4) 新たな・・・」において、御意見を踏まえて記述を修正。本文についても同趣旨の記述。
	WE T手法については、確かに排水の管理手法としてはなかなか難しいが、逆に、水環境をモニタリングする指標としての、つまり環境側の評価の指標としてのバイオアッセイ値と考えてはどうか。	御意見を踏まえて、今後検討していきたい。
	自主的な管理などはP R T Rとの議論、整理をしていく必要がある。	本文及び資料4-3に、P R T R情報の活用について記述。
5. (5) 未規制小規模事業場や面源負荷への対応	小規模事業者は、単なる中小企業よりかなり違った、いろんな複雑な面があり、多種多様であるため、「小規模事業場等に対する排水処理の何らかの義務づけ」という表現については、「義務づけ」という「義務」という言葉ではなく「何らかの対応」にすべき。	御意見の趣旨を踏まえて修正。
	事業所も地域の住民であり、地域の事業所であって、地域の川に水を流している。そういう視点が大事なのではないか。単なる規制だけではない、地域の事業所としての在り方のようなことも一つの理念のようなものとして入れていく必要もあるのではないか。	本文及び資料4-3に、「事業者は地域の住民でもあるという認識に立脚し、…」を記述。
	「森林域の負荷」というのがある。特に都心の近郊の森林で現在「窒素飽和」という現象が知られていて、難しいとは思いますが、多少検討していただきたい。キーワードとしては「窒素飽和現象」。	資料4-3の5. (5) 未規制の小規模事業場…」の面源負荷対策の課題に③森林等の自然系の面源負荷 (窒素飽和) への対応を記述。

5. (6) 地下水・ 土壌汚染 の未然防 止対策	地下水・土壌汚染が「継続的に確認されている」というのは、地下水・土壌汚染が継続的に発生しているとは言えないので、今も地下水・土壌汚染が次々と起こっているのか、検証が必要。 調査・対策について、その物質自体について規制がなかった時代の地下水・土壌汚染とこれから管理が不十分で現れてくるであろう汚染と分けて考えるべきではないか。	本文及び資料4-3に、汚染事例について、原因行為が行われた時期を解明すべき旨を記述。汚染事例の実態の把握に関する記述内容を詳述。
5. (7) 気候変動 への対応	「明確に気候変動との関連を意識してもらおうという意味では、水量・水温・水質が、例えば三題話ですという感じで、それを把握あるいは将来予測をしないと対応できないというメッセージが必要ではないか。水量の要素は結構大きいのははっきり水量と書くべきではないか。	資料4-3の5.(8)気候変動への対応で、水温・水質、水量、水生生物と記述し、水循環を水量に修正。
5. (8) 世界の水 問題への 国際貢献	「行政上の取組の強化」が具体的にどんなものであるのか、例えば三カ国大臣会合みたいなものがあると思うが、そういったものを今後どう利用し、発信していくのか、を整理したらどうか。	行政上の取組として、政府間協力について記述。
	環境省として、どういう戦略で、どういう国に対して、どういうことをしていくか、という選択が求められているので、WEPAの話をもっとどうするのかとか国際貢献の位置付けを明確にすべき。	アジア、アフリカへの国際貢献についての考え方を記述。
	数々の条約があるが、国際的な制度の形成というものと国内的な環境政策の調整という視点と戦略、日本にとって有利な国際制度形成を働きかけていくかという視点と戦略も重要ではないか。	国際協調、制度形成における日本のイニシアチブを記述。
	水は海を介して世界につながっているという意味で、国際的に対応する仕組みを作っていく必要があるのではないか。	国際的枠組みの構築について記述。
5. (9) 海洋環境 の保全	地球規模の水問題としては、海洋についての視点が必要。さらに大きな視点としては、我が国の国民が食べる食糧の安全保障という視点が必要。	本文及び資料4-3に海洋保全に関する節を追加。食料の安全保障について記述。
	漂流・漂着ごみの問題のように日本の水環境を守る際に国際的に解決しなければならない問題があるが、それらに対する視点を盛り込むべきではないか。	日本の水環境改善のための国際問題解決について記述。
5. (10) 水環境の モニタリ ングとデ ータの蓄 積	生物・生態系のモニタリングについての視点も盛り込むべきである。	生態系に限らず「望ましい水環境像」や「水環境保全の目標」を踏まえた項目（水質、水量、水生生物等）についてモニタリングすることを記述。

5. (10) 水環境の モニタリ ングとデ ータの蓄 積	<p>中環審総政部会でやっている「環境情報戦略」の中に入れるものは入れていただくことが必要。</p> <p>※環境情報戦略</p> <p>http://www.env.go.jp/council/02policy/y020-49b.html</p>	<p>総合環境政策局にも情報提供し、連携を図っていきたい。</p>
	<p>国全体として本当に大事な役割を果たすべき。環境行政のデータの蓄積等の考え方が非常に重要。</p>	<p>5. (9) 水環境のモニタリングとデータの蓄積において、御意見の趣旨を踏まえて記述。</p>
5. (11) 統合的な 環境管理	<p>水環境分野だけの話ではない、もっと全体統合という話であり、ここから発信をすることによって、第四次環境基本計画の中ではこういったような視点をしっかり出されることによって総合政策部会にフィードバックできるのではないか。</p>	<p>第四次環境基本計画において、御意見も踏まえて対応していきたい。</p>
5. (12) 施策のマ ネジメン トサイク ルの確立	<p>「Do」のところで「実証事業等の実施」とあるが、実はこれは「Do」と「Check」と一緒にやらないと次のサイクルをやるのに意味がないので、そういう意味では両方にかかるイメージではないか。</p>	<p>御意見を踏まえて、資料4-3を修正。</p>
	<p>環境省は地方の行政にかなり依存しているところが多いと思うが、直轄調査的に、濃密な調査なり、実際に、例えばどこかのリードしていただく市町村なりで、そこに年間を通じて入り込むようなことをやったらどうか。</p>	<p>今後の課題として、検討していきたい。</p>
	<p>「Do」にある実証事業については、環境省の関わるだけの実証事業ではなく、もっと広い水環境の問題の関わる実証事業で、各省庁が関わる場所で力を出していただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえて、資料4-3を修正。本文でも、同趣旨の内容を記述。</p>
地方自治 体との連 携	<p>自治体がどういう役割を果たすのだろうかということについての視点、「自治体の計画的取組」とか「自治体との連携」といったような言葉が少し欠けている。</p>	<p>資料4-3の5. (5) 未規制の小規模事業場…の今後の取組において地方自治体との連携に関して記述。 本文にも同趣旨の記述。</p>
	<p>生活排水のみならず水環境保全の努力をすべきことの普及・啓発ということでは、当然、自治体との絡みがとても多い話になる。</p>	<p>御意見を踏まえて、本文の関係箇所に記述。</p>
	<p>水濁法がいろんな形で都道府県の上乗せとか横出し基準とか、自治体の役割を前提にした流れになっており、そういった考え方の延長のような形で自治体の役割のようなものを、入れていただいた方がよい。</p>	<p>御意見を踏まえて、本文の関係箇所に記述。</p>

<p>関係省庁との連携</p>	<p>各省と一緒にやらないとなかなか効果が上がらないというときに、リードする方法として、例えばこういう施策を打ってもらったらどうですか、という提案を出したらどうか。何かクロスコンプライアンス的な施策をやれば、WIN-WINの関係になり、霞が関でのチームワークを作るような施策が生まれてくる。最後、各省の施策は全部現場に集約されるので、そういうものがあると、両方の関連がうまく出てくるのではないかな。</p>	<p>御意見を踏まえて、今後対応していきたい。</p>
	<p>水環境行政のヘッドクォーターは環境省なんだという視点で、全体をよく見てやっていくべき。</p>	<p>御意見を踏まえて、今後対応していきたい。</p>